



令和7年度 京都府の最低賃金一覧表



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

京都労働局 労働基準部 賃金室

京都府最低賃金	時間額（発効日） 1,122円 (令和7年11月21日発効)	京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、京都府内のすべての使用者および労働者に適用されます。 パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
---------	---	---

特定（産業別）最低賃金の件名	日本標準産業分類	時間額（発効日）	備考
電気機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E28、E29、E30 L7282(一部除く)	(改正審議予定) 1,122円 (令和7年11月21日発効)	現時点では、京都府最低賃金を上回っていないことから、令和7年11月21日から京都府最低賃金 時間額 1,122円が適用されます。
輸送用機械器具製造業 輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 ※ 輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く、建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る	E310、E311 E312、E313 E314、E315 E319 (E3191を除く) E2621(一部除く) L7282(一部除く)		
金属製品製造業 金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（粉末や金製品製造業を除く）	E240 E245 (E2453を除く) E248 L7282(一部除く)		
はん用・生産用・業務用機械器具製造業 ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（建設用クレーン製造業に限る）	E250、E252、E253 E2596、E260 E2621(一部除く) E263、E264、E265 E266、E267 E2693、E2699 E270、E271、E272 L7282(一部除く)		
各種商品小売業 ※ 衣食住にわたる商品を一括して一事業場で小売りする事業所	I56 L7282(一部除く)		
自動車（新車）小売業 ※自動車（新車）小売業のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラー	I590 I5911(一部除く) L7282(一部除く)		

令和7年9月25日

○発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
○支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。

【最低賃金に関する特設サイト 必ずチェック 最低賃金 使用者も労働者も。】 <https://pc.saiteichingin.info/>
当該リーフレットのPDFデータは、京都労働局ホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

◎お問合せ: 京都労働局労働基準部賃金室（電話：075-241-3215 FAX：075-241-3219）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。
京都上労働基準監督署 TEL 075-462-5112 京都下労働基準監督署 TEL 075-254-3196 京都南労働基準監督署 TEL 075-601-8322
福知山労働基準監督署 TEL 0773-22-2181 舞鶴労働基準監督署 TEL 0773-75-0680 丹後労働基準監督署 TEL 0772-62-1214
園部労働基準監督署 TEL 0771-62-0567